

## 福島県非常事態宣言・まん延防止等重点措置 が延長されました

福島県内の新型コロナウイルス新規陽性者数や、病床使用率などの感染状況を示す指標が依然として高い水準にあることから、「福島県非常事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」の期間が延長されました。

	まん延防止等重点措置
区域	県全域
実施期間	令和4年1月30日(日)～ <u>3月6日(日)</u> まで

### —町民の皆さまへのお願い—

- 営業時間短縮の要請時間以降、飲食店等のみだりに出入りしないでください。
- 感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛してください。
- 感染リスクの高い行動は控えください。
- 基本的な感染防止対策を徹底してください。

### —飲食店等の皆さまへのお願い—

- 営業時間の短縮や酒類提供の自粛にご協力ください。
- 特措法施行令第5条の5各号に規定される感染対策を実施してください。
- 同一グループ・同テーブルでの5人以上の会食を避けてください。

裏面もご覧ください

## —新型コロナウイルス無料検査の期間延長について—

感染状況の高止まり傾向が続いていることから、次のとおり延長されます

【実施期間】 令和4年3月31日（木）まで

【対象者】 感染不安を感じる無症状の福島県民

- ※ 無症状であっても以下の方は対象外となります。
  - ・会社や学校等からの指示で検査を希望される方

【検査場所】 県内184箇所(3/1からは190箇所となる予定)

- ※ 県ホームページに検査場所の一覧が掲載されています。

福島県無料検査コールセンター

電話 024-524-5530

受付時間 9時～17時 月曜日～土曜日（祝日除く）

## —公共施設等の利用制限について—

次の施設も、3月6日(日)まで町民限定となります。

・さゆり公園

・温泉・無料休憩所(食事提供は休業)

※ロータスイン(宿泊)・コテージ・會waseは休業(予約済除く)

【問合せ先】 西会津町健康増進課 電話 45-4532